

○岩手県警察突発重大事案初動措置要綱の 制定について

平成12年3月13日
岩警備発 第18号
岩警務発 第18号
岩生安発 第31号 警察本部長
岩刑事発 第23号
岩交通発 第23号

〔沿革〕 平成16年4月岩警備第25号・岩警務第29号・岩生安第47号・岩刑事第59号・岩交通第20号
平成17年3月岩警備第10号・岩警務第14号・岩生安第23号・岩刑事第28号・岩交通第10号
平成18年3月岩警備第14号
平成19年3月岩備第39号
平成21年3月岩備第31号
平成22年3月岩備第43号改正
平成25年2月岩備第32号改正

各 部 長
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成12年4月1日から施行することとしたから
通達する。

なお、「突発重大事故の発生時における岩手県警察初動体制要綱の全部改正について」
(昭和57年11月1日付け岩防犯発第107号、岩警務発第75号、岩刑事発第82号、岩
警備発第56号、岩交通発第150号)、「突発重大事案発生時における初動措置要領につ
いて」(平成8年11月28日付け岩警備発第131号、岩警務発第71号、岩生安発第171号、
岩刑事発第110号、岩交通発第132号)は廃止する。

別添

岩手県警察突発重大事案初動措置要綱

(目的)

第1 この要綱は、突発重大事案発生時における初動措置について必要な事項を定め
るものとする。

(突発重大事案の定義)

第2 この要綱において、突発重大事案とは、別表第1に掲げる事案で、多数の死傷
者を伴い、社会的反響の大きいもの又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな
社会的反響が予想されるものをいう。ただし、別に定めのあるものを除く。

(基本方針)

第3 突発重大事案発生時の警察活動は、人の生命、身体の安全の確保と保護を最優
先し、併せて速やかに事態の収拾と事案の究明を図ることを基本とする。

(突発重大事案の種別による初動措置主管課)

第4 初期的に当該事案処理を総括する所属（以下「初動措置主管課」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、事案の態様等からこれにより難しい場合は、本部長が初動措置主管課を定めるものとする。

（対策本部の設置）

第5 本部長は、突発重大事案が発生した場合は直ちに警察本部に突発重大事案対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

（対策本部長）

第6 対策本部長は、本部長とする。ただし、本部長に特別の事情がある場合は、初期的に当該事案処理を総括する部長（以下「初動措置主管部長」という。）又は警備部長をもって充てる。

（対策副本部長）

第7 対策副本部長は、警務部長、初動措置主管部長及び警備部長をもって充てる。

（幕僚）

第8 対策本部に幕僚を置き、対策副本部長以外の部長、首席監察官及び校長をもって充てる。

（対策本部の編成及び任務）

第9 対策本部の編成及び任務は、別表第2のとおりとする。ただし、本部長は、事案の発生地域、規模、態様等に応じて、対策本部員を適宜増減することができる。

2 本部長は、人事異動後速やかに対策本部員を指定しておくものとする。

（現地対策本部の設置）

第10 本部長は、事案の発生地域、規模、態様等に応じ、事案の発生地を管轄する署（以下「管轄署」という。）に突発重大事案現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置するものとする。

（現地対策本部長）

第11 現地対策本部長は、管轄署長をもって充てる。

（現地対策本部の編成及び任務）

第12 現地対策本部の編成及び任務は、対策本部に準じて署長が定めるものとする。

（現地対策本部の運営）

第13 現地対策本部長は、対策本部長の指揮を受け、現地対策本部の運営に当たるものとする。

2 対策本部長は、事案の発生地域、規模、態様等に応じて、対策本部の幕僚を派遣し、現地対策本部を指揮させることができる。

（対策室の設置）

第14 本部長は、突発重大事案に発展するおそれのある事案が発生し、体制をとって対処する必要がある場合においては、警察本部に突発重大事案対策室（以下「対策室」という。）を設置するものとする。

(対策室長)

第15 対策室長は、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）をもって充てる。

(対策室の編成及び任務)

第16 対策室の編成及び任務は、別表第3のとおりとする。

2 本部長は、人事異動後速やかに対策室員をあらかじめ指定しておくものとする。

(初動措置主管課長の任務)

第17 初動措置主管課長は、本部長の指揮を受け、対策本部の庶務に当たるものとする。

2 初動措置主管課長は、事案の概要、警察措置等の必要な情報を集約し、直ちに対策本部長に報告しなければならない。

3 初動措置主管課長は、対策本部の庶務に関して、警備課長と連携を図るものとする。

(事件主管課長の任務)

第18 事件主管課長は、本部長の指揮を受け、所要の捜査に当たるものとする。

2 事件主管課長は、捜査に着手した場合は、警備課長に連絡するものとする。

(警備課長の任務)

第19 突発重大事案を認知した場合において、初動措置主管課が明確でないときは、警備課長が本部長の指揮を受けて、対策本部の設置、編成及び必要な情報の集約並びに警察庁及び東北管区警察局（以下「警察庁等」という。）への報告を行うものとする。

2 事案の認知から事案処理を終えるまでの警備課長の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対策本部を設置するまでの間は、事案の種別にかかわらず、初動措置主管課長と連携して、被害状況、警察措置等の必要な情報を集約し、警察庁等への報告を一元的に行うこと。ただし、当該事案の初動措置主管課長による警察庁等への報告を妨げるものではない。

(2) 対策本部が設置された場合は、集約した情報及び庶務に関する事務を速やかに初動措置主管課長に引き継ぐこと。

(3) 対策本部設置後においても、引き続き警察庁等に対する必要な報告を行うこと。

(通信指令官及び総合当直責任者の任務)

第20 通信指令課通信指令官が突発重大事案を認知した場合は、初動措置主管課長及び警備課長に速報するものとする。

2 突発重大事案を当直時間において認知した場合は、総合当直責任者が直ちに初動措置主管課長及び警備課長に報告するとともに、警備課長の指示を受けて警察庁等に判明事項を速報するものとする。

(突発重大事案認知時の措置)

第21 突発重大事案の発生現場に先着臨場した警察官は、次に掲げる事項の把握に努め、判明した都度、飛び越え報告するものとする。

- (1) 発生日時及び場所
- (2) 事案の種別、概要及び規模
- (3) 死傷者の有無（死傷者がある場合は、その数）

2 管轄署長は、次に掲げる初動措置を講じるものとする。

- (1) 被害者等の救出・救護及び行方不明者の搜索
 - (2) 付近住民等の避難誘導
 - (3) 被害状況の把握
 - (4) 交通規制
 - (5) 被疑者の検挙、現場保存及び目撃者等参考人の確保
 - (6) 報道対策
- （報告・連絡）

第22 管轄署長は、前条の初動措置状況に対策本部長に即報するものとする。ただし、対策本部の設置前においては、警備課長を経由して本部長に即報するものとする。

2 管轄署長は、前項の報告後、次の事項の把握に努め、判明した都度、対策本部長に即報するものとする。

- (1) 現場の具体的状況
- (2) 負傷者（死者）の救出、収容状況
- (3) 事態進展の見通し
- (4) 事案の原因等
- (5) 関係機関等の出動状況
- (6) 応援の必要性の有無
- (7) その他特異事項

3 勤務時間外及び休日の突発重大事案発生時における報告・連絡系統は、別表第4のとおりとする。

（対策本部員の参集）

第23 次に掲げる所属の警察職員及び対策本部員は、突発重大事案が発生した場合は、速やかに自己の所属に参集しなければならない。

- (1) 警備課
- (2) 初動措置主管課
- (3) 管轄署
- (4) 地域課（航空隊）
- (5) 機動隊
- (6) 交通規制課

（部隊の編成）

第24 突発重大事案に対処する部隊編成及び任務は別表第5のとおりとする。ただし、本部長は事案の発生地域、規模、態様等に応じて部隊員を適宜増減することができる。

2 本部長は、人事異動後速やかに部隊員をあらかじめ指定しておくものとする。

3 署の部隊編成は、警察本部の部隊編成に準じて、署長が定めるものとする。

(通信連絡体制)

第25 対策本部、対策室及び各部隊間の通信連絡体制は別に定めるものとする。

(訓練)

第26 本部長は、毎年1回以上訓練を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

この要綱は、平成18年3月24日から施行する。

この要綱は、平成19年3月12日から施行する。

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

この要綱は、平成22年3月16日から施行する。

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

別表第1（第2、第4関係）

突発重大事案の種別及び初動措置主管課

事案の種別	事案の態様	初動措置主管課
航空機事故	○ 航空機墜落事故	警備課
船舶事故	○ 旅客船の衝突、転覆等の事故	警備課
列(電)車事故	○ 列(電)車の衝突、転覆等の事故(踏切事故を除く。)	警備課
自動車事故	○ 旅客バスの衝突、多重事故等の道路交通事故	交通指導課
火災事故	○ 人家密集地域又は旅館、劇場、デパート等多数人の現在する建物における火災事故	警備課
爆発事故	○ ガス、火薬類等の爆発事故	警備課
雑踏事故	○ 雑踏事故 ○ 公営競技場の紛争に伴う事故	地域課
放射能事故	○ 放射性物質に係る事故	警備課
毒性物質事故	○ 毒性物質に係る事故	警備課

新型インフルエンザ	○ 新型インフルエンザが国内外で発生した場合	警 備 課
その他突発的な 災 害 等	○ 大規模山林火災 ○ その他突発的な災害及び突発的な事案	警 備 課

備考

1 航空機事故のうち、人家密集地域以外の地域への軍用機墜落事故については、警備課及び 地域課を初動措置主管課とする。

2 大規模な災害発生時における対応は「大規模災害警備計画」、新型インフルエンザ発生時 における対応は「岩手県警察新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき対応する。

※ 別表第2～第5は省略